

令和8年9月10日

九州森林管理局

九州森林管理局における指名停止措置について

九州森林管理局は、本日、工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行ったのでお知らせします。

なお、指名停止措置を受ける業者名及び指名停止期間等は別紙のとおりです。

－問い合わせ先－

九州森林管理局 総務企画部

電話：096－328－3520

担当：経理課長補佐

(別紙)

指名停止措置の概要

- 1 指名停止の措置を受けた業者名及び住所
株式会社大島 佐賀県鳥栖市養父町 3 8
- 2 指名停止の期間
令和 8 年 9 月 1 0 日 ～ 令和 8 年 1 0 月 9 日 (1 ヵ月)
- 3 指名停止措置の範囲
九州森林管理局管内
- 4 指名停止の理由
本件については、株式会社大島が、佐賀県内で請け負った建築一式工事において、建設業法第 3 条第 1 項の許可を受けないで建設業を営むものと、建設業法施行令 (昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号) 第 1 条の 2 第 1 項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。このことが、同法第 2 8 条第 1 項第 6 号に該当するとして、令和 8 年 7 月 1 7 日付けで国土交通省九州地方整備局長から同法第 2 8 条第 3 項の規定に基づく監督処分 (営業停止 7 日間) を受けた。
このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」 (昭和 5 9 年 6 月 1 1 日付け 5 9 林野経第 1 5 6 号林野庁長官通知) 別表第 2 第 1 3 号 (建設業法違反行為) に該当するため。
- 5 参考
工事請負契約指名停止等措置要領の制定について
別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当該部局が管轄する区域内において、建設業法 (昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号) の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき (次号に掲げる場合を除く。) 。	当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内